

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第45号

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

(岩手県知事部局行政組織規則の一部改正)

第1条 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後														
1	<p>(総務部の分課等及びその分掌事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>法務・情報公開担当の分掌事務</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 行政文書の管理に関する事務の総括に関すること。</u></p> <p><u>(11) 行政文書事務の研究、調査及び指導に関すること。</u></p> <p><u>(12) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)</u></p> <p><u>(13) 行政文書の保存に関すること。</u></p> <p><u>(14) [略]</u></p> <p><u>(15) 毛筆浄書に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)</u></p> <p><u>(16) 行政不服審査会、情報公開審査会、個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>3～8 [略]</p> <p>別表第11 附属機関(第77条関係)</p> <p>[略]</p> <p>条例によるもの</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県個人情報保護審議会</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県個人情報保護審議会	[略]	<p>(総務部の分課等及びその分掌事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>法務・情報公開担当の分掌事務</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 公文書の管理の総合的な調整に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>(11) [略]</p> <p><u>(12) 行政不服審査会、情報公開審査会、個人情報保護審査会、個人情報保護審議会及び公文書管理委員会に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>3～8 [略]</p> <p>別表第11 附属機関(第77条関係)</p> <p>[略]</p> <p>条例によるもの</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県個人情報保護審議会</td><td>[略]</td></tr><tr><td>岩手県公文書管理委員会</td><td><u>公文書の管理に関する条例(令和4年岩手県条例第20号)第31条の規定により、同条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び同条例の実施に関</u></td></tr></tbody></table>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県個人情報保護審議会	[略]	岩手県公文書管理委員会	<u>公文書の管理に関する条例(令和4年岩手県条例第20号)第31条の規定により、同条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び同条例の実施に関</u>
名 称	所掌事務															
[略]																
岩手県個人情報保護審議会	[略]															
名 称	所掌事務															
[略]																
岩手県個人情報保護審議会	[略]															
岩手県公文書管理委員会	<u>公文書の管理に関する条例(令和4年岩手県条例第20号)第31条の規定により、同条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び同条例の実施に関</u>															

岩手県特別職報酬等審議会	[略]
[略]	

し実施機関に意見を述べること。	
岩手県特別職報酬等審議会	[略]
[略]	

2 第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
行政情報コーナー	[略]
岩手県パスポートセンター [略]	[略]
[略]	

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
行政情報コーナー	[略]
<u>公文書センター</u>	総務室
岩手県パスポートセンター [略]	[略]
[略]	

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条―第22条関係）

分掌事務	分掌の区分						備 考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部	県税部県税センター	
[略]							
[略]							[略]
56 局内の行政文書の管理に関すること。	○	○	○	○			
[略]							
[略]							

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条―第22条関係）

分掌事務	分掌の区分						備 考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部	県税部県税センター	
[略]							
[略]							[略]
56 削除							
[略]							
[略]							

[略] 2～4 [略]	[略] 2～4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正)

第2条 岩手県事務委任及び代決専決規則(平成18年岩手県規則第64号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(総務部の部長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第21条 総務室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>法務・情報公開課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>情報公開及び個人情報保護の調整</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>行政文書事務の指導</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>行政文書の受領、配布及び発送</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>保存文書の閲覧及び貸出し</u>に関すること。</p> <p>(9) <u>年限の定めのある保存文書の廃棄</u>に関すること。</p> <p>(10) <u>毛筆浄書</u>に関すること。</p> <p>2～7 [略]</p>	<p>(総務部の部長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第21条 総務室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>法務・情報公開課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>情報公開、個人情報保護及び公文書の管理の調整</u>に関すること。</p> <p>2～7 [略]</p>
2	<p>(課長等共通専決事項)</p> <p>第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監及びI L C推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 行政文書の開示の決定に関すること。</p> <p>(16)～(20) [略]</p> <p>(室長等共通専決事項)</p> <p>第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興局の部又は行政センターに置く室の長、経営企画部企画推進課長、土木部のダム管理事務所長及び土木センター整備事務所長、盛岡広域振興局の保健福祉環境部環境衛生課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長、農政部農政調整課長及び土木部調整課長、沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長、水産部の水産調整課長、土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政</p>	<p>(課長等共通専決事項)</p> <p>第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監及びI L C推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 行政文書の開示の決定<u>及び歴史公文書の利用の決定</u>に関すること。</p> <p>(16)～(20) [略]</p> <p>(室長等共通専決事項)</p> <p>第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興局の部又は行政センターに置く室の長、経営企画部企画推進課長、土木部のダム管理事務所長及び土木センター整備事務所長、盛岡広域振興局の保健福祉環境部環境衛生課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長、農政部農政調整課長及び土木部調整課長、沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長、水産部の水産調整課長、土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政</p>

調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 行政文書の開示の決定に関すること。

(9)～(12) [略]

2・3 [略]

(課長等専決事項)

第39条 広域振興局の課長、特命課長及び出張所長並びに農業改良普及室長があらかじめ指定する職員（以下「課長等」という。）は、次に掲げる事項のほか、広域振興局の部長、行政センターの所長、部又は行政センターに置く室の長、管理主幹又は沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹が専決できる事項のうち、県南広域振興局の課長等にあつては事務を担当する副局長があらかじめ指定したものを、その他の広域振興局の課長等にあつては広域振興局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(4) [略]

(5) 行政文書の開示の決定に関すること。

(6)～(9) [略]

2 [略]

(広域振興局以外の出先機関の長共通専決事項)

第41条 広域振興局以外の出先機関の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 行政文書の開示の決定に関すること。

(10)・(11) [略]

2 [略]

(東日本大震災津波伝承館の館長等専決事項)

第43条の2 東日本大震災津波伝承館（以下この条において「伝承館」という。）の館長、副館長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総務課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 行政文書の開示の決定に関すること。

(5)～(7) [略]

2・3 [略]

調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 行政文書の開示の決定及び歴史公文書の利用の決定に関すること。

(9)～(12) [略]

2・3 [略]

(課長等専決事項)

第39条 広域振興局の課長、特命課長及び出張所長並びに農業改良普及室長があらかじめ指定する職員（以下「課長等」という。）は、次に掲げる事項のほか、広域振興局の部長、行政センターの所長、部又は行政センターに置く室の長、管理主幹又は沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹が専決できる事項のうち、県南広域振興局の課長等にあつては事務を担当する副局長があらかじめ指定したものを、その他の広域振興局の課長等にあつては広域振興局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(4) [略]

(5) 行政文書の開示の決定及び歴史公文書の利用の決定に関すること。

(6)～(9) [略]

2 [略]

(広域振興局以外の出先機関の長共通専決事項)

第41条 広域振興局以外の出先機関の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 行政文書の開示の決定及び歴史公文書の利用の決定に関すること。

(10)・(11) [略]

2 [略]

(東日本大震災津波伝承館の館長等専決事項)

第43条の2 東日本大震災津波伝承館（以下この条において「伝承館」という。）の館長、副館長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総務課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 行政文書の開示の決定及び歴史公文書の利用の決定に関すること。

(5)～(7) [略]

2・3 [略]

<p>(福祉総合相談センター所長等専決事項)</p> <p>第46条 [略]</p> <p>2 福祉総合相談センターの部長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 行政文書の開示の決定に関すること。</p> <p>(9)～(13) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(産業技術短期大学校の校長等専決事項)</p> <p>第49条 産業技術短期大学校の校長、副校長、事務局長及び教育部長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>事務局長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 行政文書の開示の決定に関すること(軽易なものに限る。)</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(福祉総合相談センター所長等専決事項)</p> <p>第46条 [略]</p> <p>2 福祉総合相談センターの部長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 行政文書の開示の決定<u>及び歴史公文書の利用の決定</u>に関すること。</p> <p>(9)～(13) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(産業技術短期大学校の校長等専決事項)</p> <p>第49条 産業技術短期大学校の校長、副校長、事務局長及び教育部長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>事務局長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 行政文書の開示の決定<u>及び歴史公文書の利用の決定</u>に関すること(軽易なものに限る。)</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第1条中表1の項の改正部分及び第2条中表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。